

議案第84号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

第1条中「第4項」を「第5項」に、「非常勤」を「特別職の非常勤」に改め、同条第7号中「特別職に属する」を削る。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

平成31年2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

特別職の非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

（この条例の目的及び適用範囲）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第2項及び第4項の規定
第5項

に基づき、**特別職の非常勤の職員**で次に掲げるもの（以下職員という。）の受ける報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(1) - (6) 省 略

(7) 前各号に掲げる者以外の特別職に属する者